



あけましておめでとござい
す。皆様は健やかに新年をお迎え
になったでしょうか。

昨年はウクライナ戦争とそれ
に端を発する食糧危機、資源高騰、
コロナ禍とその回復による世界の
需要の急激な増大、激しい円安、
急激な物価高、気候変動がもたらす多くの災害と立て続け
に想定外の出来事がおこりました。さらに、核を保有する
超大国が核で世界を恫喝して侵略戦争を行うという驚愕の
事態を目の当たりにしました。

安全で安心できる毎日は決して不断の努力なしには得ら
れないことを痛感する日々でした。

あらゆる場面で安全保障の必要性を意識せざるを得ない
のですが、あらためて日本国憲法前文を読むと、日本はこ
の崇高な理念を発点に世界の平和を希求し、戦後復興を
成し遂げ、私たちは安全な生活を享受していることを思い
返す今日この頃です。

私たち一人一人は市民としてできることが限られています
が、他者を思いやり、誰であれその尊厳が守られる世の中
になるよう日々努力していかなければならないと思います。
TOKYO大樹法律事務所所員一同は、弁護士としての社会的
使命を胸に、改めて良い仕事をするを通して社会に貢
献していきたいと志を新たにしております。

また、新年を迎え当事務所には佐藤弁護士が
加わり、若い力でよい刺激を与えてくれると同
時に、事務所の活力はさらに増す事と思います。
本年もよろしく願いたします。



平和な世界に

弁護士 木下 泉



裁判のIT化、進んでいます

弁護士 村田 智子



何年前かに、事務所ニュースで「裁判のIT化」について書かせていただきましたが、その後、「裁判のIT化」は確実に進んでいます。

例えば、民事裁判の「ウェブ期日」は、かなり一般的になってきました。ウェブ期日の場合、裁判所のパソコンと原告被告双方の弁護士のパソコンをウェブで繋いで期日が開催されるため、弁護士や当事者は裁判所には行かず、各弁護士事務所やパソコンを開いて参加します。ウェブ期日の場合、裁判所に行かなくともいために時間が節約できる、裁判所が遠方の場合でも交通費や日当が発生しない、裁判官や相手方弁護士とのやりとりが合理的になる等のメリットがありますが、反面、裁判官がこの裁判についてどのような印象を持っているのかわかりにくいというデメリットもあると感じています。

IT化から最も遠いと思われるいた家庭裁判所の「調停」でも、ウェブ会議システムが取



若い芽を摘まないための支援活動

弁護士 木山 悠



2019年より、法学医学部の入学試験において性別を理由に不利益に取り扱われた受験生が原告となり、大学に対して損害賠償請求をした事件を原告側代理人として支援してきました。活動の結果、2022年、順天堂大学医科大学について、漸く東京地方裁判所の判決が出ました。順天堂大学訴訟の判決では、性別という属性のみによって一律に不利益な取り扱いをすることは、医師としての資質や学力の評価とは直接関わりない事柄によって可否の判定がされることになるから、本件判定基準は不合理な差別的取り扱いである

と明確に判示し受験生に受験1年度当たり30万円の慰謝料が認められ、東京医科大学訴訟の判決では、性別という自らの努力や意思によつては変えることのできない属性を理由として、女性の受験者を一律に不利益に扱う入試は、性別による不合理な差別的取扱いを禁止した教育基本法4条1項及び憲法14条1項

原発ADR非常勤 調査官退職のご報告

弁護士 安孫子 理良



2014年9月より務めた原子力損害賠償紛争解決センター(原発ADR)の非常勤調査官を2022年3月に退職しました。同センターでは、医療事故の弁護士業務の経験を活かし、原発事故避難中にお亡くなりになられた避難者の方々の死亡慰謝料等の案件を中心に担当させていただきました。公務員の立場から紛争解決に携わるといふ弁護士業務とは異なる仕事のやりがいから、気づけば、7年半という長い間、携わらせていただきました。7年半の在職中、調査官として、ADRを申し立てられた多くの避難者の方々の声に耳を傾けてきました。電話越しに、日々、避難者の方々から、生活基盤を奪われた厳しい人生被害の現実についてのお話を直接聞いてきました。避難者からの聴取内容を踏まえて、賠償を検討する調査官業務は、弁護士としても、とても貴重な経験でした。

退職した2022年は、原発事故から10年が経過してもなお、深刻な被害に対して、十分な賠償がなされていない案件がADRに申し立てられている時期でした。一方で、弁護

福島原発訴訟で仙台高裁判決が言渡されました

弁護士 佐々木 学



2022年11月25日に、福島第一原発の事故をめぐる、福島県南相馬市原町区の住民たち42世帯140人が東京電力に対して損害賠償を求めた集団訴訟の控訴審で、仙台高裁が判決を言渡しました。

この訴訟は、住民たちが原発事故によってふるさとを変容させられたことについての慰謝料の支払いを求めて、2015年9月16日に福島地裁いわき支部に提訴されたものです。私も弁護団の一員として提訴時からこの訴訟に参加していました。

2020年11月に言渡された1審判決では、原発から半径20km圏内の住民には1人150万円、半径20〜30km圏の住民には1人70万円を加算して支払うように東電に命じていました。しかし、その一方で、津波被害の大きかった地域に居住する住民や就職や進学などで居住地を離れる予定であった住民については請求を棄却し、原発事故が発生させたことについて東電の悪質性は認定しませんでした。

の趣旨に反するこの判断が示され、受験1年度当たり20万円の慰謝料が認められたほか、本来ならば合格と判定されるべきなのに差別的な得点操作の結果不合格にされた受験生に対して、150万円の慰謝料が認められました。これら第一審判決の内容については、イギリスのガーディアン誌でも詳しく報道されるなど、本件の国際的な注目度の高さを実感しました。

がない」等のメリットがあります。デメリットとしては、「調停委員から見た場合、参加している人が本当に本人なのかわかりにくい。」「御本人や弁護士以外の人、つまり本来であれば調停に参加できない人がその場にいてもわからない。」等の問題があります。

士としても15年を過ぎ、相続・後見・管財などを中心に案件が増えてきている時期で、弁護士業務との両立が困難となってきたことから、後ろ髪引かれる思いもありながら、退職することになりました。

退職する2022年3月には、原発ADRが依拠してきた賠償基準である「中間指針」を上回る賠償を命じた7件の下級審判決が、最高裁の決定により確定しました。最高裁の決定の一報を目にしたのは、原発ADRでの業務を終了し、有給休暇を消化している期間でした。原発ADRではここ数年、訴訟の経過の様子見する課題が複数ありました。そのため、この決定は原発ADRにとっても一つの節目になるであろうと確信し、折しも退職時期と重なったその一報に感慨深い思いをしました。実際、昨年12月20日、原子力損害賠償紛争審査会で、中間指針の第5次追補が決定し、その内容は、今後原発ADRを含めた避難者の賠償実務に大きな変化と影響をもたらすと思われます。今後も、原発ADRや、当事務所の佐々木弁護士の携わる浪江訴訟等の後続訴訟の動向を注視していきたいと思っています。

原発ADR退職後は、弁護士業務に専念できる環境となり、また、生活と業務にゆとりができ、落ち着いた日々を過ごしております。今年も、一つでも、依頼者の方が前向きな気持ちになれる、よい紛争解決に携われるよう、日々の弁護士業務に邁進していく所存です。

ところが、今回、仙台高裁で言渡された控訴審2審判決では、1審判決よりも増額し、20km圏内の住民には1人250万円、20〜30km圏の住民には1人120万円を加算して支払うよう東電に命じました。それだけではなく、津波被害や就職や進学予定などの各住民の個別事情は拾象して、一律の賠償を認めました。さらには、東電について、津波による原子炉損傷という重大事故の危険性について、事故の3年も前から具体的な危険として予見していたにもかかわらず、津波対策により原発が運転停止に追い込まれる状況は何とか避けたいという経営上の判断を優先させ、原発事故を未然に防止すべき責務を負っていたことを自覚せずに、結果回避の措置を怠った重大な責任があったと判断して、東電の悪質性を認定しました。

この控訴審判決は、原告(住民たち)にとつては、1審判決の不備が是正された点では、勝訴判決といつてよい内容でした。特に、今年の6月17日に最高裁が原発事故について国の責任を否定する判決を言渡したのですが、それから、わずか4か月後に、仙台高裁が東電の悪質性を認定した意味は大きいと思います。

その一方で、この控訴審判決が言渡された時点で、原発事故からは11年以上、提訴からは7年以上経過しています。原告であった住民たちの中には、すでに何名も亡くなった方

現在、東京医科大学については、受験1年度あたりの慰謝料があまりに低いため、一部の原告は、東京高等裁判所に控訴しており、他に、聖マリアンナ医科大学に対する損害賠償請求訴訟が東京地裁に係属中です。

訴訟支援活動を通じ、若い受験生らと接点がありました。医学部受験に青春を捧げて取り組んだ結果、理不尽な差別にあつて人生を狂わされる精神的苦痛を受けながら、それ

賛成なの？ 反対なの？

弁護士 近藤 博徳



Aさんは、周囲からは「リベラルだ」と言われているが、自分では真ん中より少し保守的だと思っている。物事の真実は左右どちらの

極端にもなく、その真ん中からちょっと振れた辺りにある、というのがAさんの信念で、その真実のある場所を見極めたい、と常に心がけている。だから特定の主義主張を持つことは、自分の観察力を鈍らせ、判断を誤らせるものとして、慎重に避けている。もちろん支持政党はないし、ワンフレーズで物事の善し悪しを決めつける人や言動に対しては、はっきり言って胡散臭さしか感じない。そんなものに振り回される世の中にも、不信を感じている。

あるとき、世論を二分する問題、例えば消費税の増税が政治課題に上がった。Aさんの周りでも、賛成か反対か、議論が喧しい。ある人は「給料が上がらないのに税金が上がったら、生活していけない。」と反対論をぶつた。Aさんは「そうだね。」と相づちを打ちながら、「でもこのままでは財政破綻してしまう、増税も絶対ダメとは言えないんじゃないかな。それ

れにあなたは余裕があるじゃない。」と思う。別の人は、「社会保障費が増えていくのは仕方がない、自分達の老後のためにも増税は必要だ。」とAさんに同意を求める。Aさんは「そうだね。」と言いつつ、「でも政府の無駄遣いを放置したままでの増税は納得できない。それに自分達のことだけ考えて将来世代に禍根を残してはいけない。」と心の中で反論する。

Aさんは、その信念に従って、消費税増税は是非か、両極端の真ん中からちょっと振れた辺りにあるはずの「真実」を見極めたいと思う。そして、答えは「一択」しかないとなつていながら、結論を留保している。そんなAさんに対して、周りは言う。

「賛成なの？ 反対なの？」
Aさんは是にも非にも条件を付けたが、それは許されない。Aさんは悩む。そして疑問を持つ。民主主義は、なぜこんなに苦しいのか、と。

でもなお、医学部を志したり、別の分野で未来を切り拓こうとして前向きに頑張っている姿に触れ、大人が不公正な差別により若者の未来を変えてしまった理不尽さを改めて痛感するとともに、こつた社会の理不尽に立ち向かい、責任を取らせることが、今後の彼女らの支えになると信じて、今後も微力ながら支援を続けていきたいと思っています。



結婚の自由をすべての人に訴訟・

東京地裁判決報告

弁護士 上杉 崇子



2022年11月30日、「結婚の自由をすべての人に」訴訟東京地裁判決が言い渡されました。

同性愛者等についてパートナーと家族になるための法制度が存在しない現状は、人格的生存に対する重大な脅威・障害であり、個人の尊厳に照らして合理的理由がないとして、憲法24条2項に違反すると判断した画期的判決です。東京地裁判決は、婚姻制度の趣旨を夫婦の共同生活を中心とした家族関係の保護に見出した上で、同性カップルも、親密な関係を築き、パートナーと共同生活を送り、場合によっては子どもを養育するなどして、社会の一員として生活しており、その実態は、男女の夫婦と変わるところがないのであって、パートナーと法的に家族になることはその人格的生存にとって極めて重要な意義を有するものと認めました。この判断は本人尋問等を通じて訴え続けてきた原告の主張を全面的に採用したものです。本判決は婚姻の平等を前進させる重大な意義を持ちます。その一方で、憲法24条の「婚姻」は社会通念に従った社会的承認のある人の結合関係にあてはまるものであり、現段階では同性カップルの関係は「婚姻」に含まれないとした判断は明らかに不当です。圧倒的少数派に、圧倒的多数派と同じ社会的承認を得よう努力をしるべきに等しいものであり、LGBTQに対する過酷な差別の歴史に無反省と言わざるをえません。

私たちが求めているのは「同性婚」という特別な制度ではなく、いま男女カップルが手にしている結婚の選択肢と同じものであり、結婚の自由と平等です。東京地裁最終弁論で述べた私の代理人意見陳述の一部をここにも掲載します。「結婚の自由と平等が実現された日本を想像してみよう。同性愛者はありのままの個性を尊重された個人と共同体として社会に承認されます。社会の承認は、安心をもたらすし、その人らしい人生を実現する基盤になります。自分らしい人生を送る多様な個人が増えることは、社会の基盤を強くします。結婚できる未来について、原告の小野さんは、「ようやくお隣の方と同じような普通の市民になれる」、原告の西川さんは、「結婚できるようになって一人前の人間として認められるんだ」、原告のただしさんとかつさんは、「自分の暮らす地域で互いのことを自分の夫なんだと正々堂々と明かして暮らしたい」と証言しました。いずれもごくありふれた社会の一員になりたいと願う声です。裏を返せば、結婚の選択肢がないために、そしてない限り、社会の一員としての当然な安心すら手にできずにいるのです。被告は、同性カップルの婚姻を認めるかは国の根幹に関わる問題だから、慎重な議論が必要だ、同性カップルには異性の夫婦と同じ社会的承認がないから、まだ議論が必要だ、と言いつつ逃げています。しかし、同性愛者は、過去も現在もこの先もずっと、この国に異性愛者と共に生活している社会の構成員です。同性カップルの子どもは、異性カップルの子どもと共に、この国を担う次世代です。つまり、同性愛者は、既に日本を支える根幹の一部なのです。そうであれば、同性愛者に婚姻の扉を開くことは、社会の根幹を大切にすることですから、その実現は必然です。議論の余地はありません。結婚の自由と平等の実現は、私たちの尊厳にとって譲れないものであると同時に、日本に祝福と幸福を増やすものに違いありません。婚姻の自由と平等を真に実現するために控訴審も闘い続けます。

Lawyers column

私が弁護士を目指したのは、学部時代にジェンダー・セクシュアリティ研究を通して、世の中で「主流」「普通」とされる枠に含まれない人々が「逸脱者」「例外」であるがために権利を奪われていることを学び、法律の専門家として司法を舞台に本来あるはずの権利を取り戻すために闘う弁護士に憧れを抱いたからです。弁護士として活動を始められることに感謝し、日々の業務に精一杯取り組みたいと思います。未熟ではありますが、これからどうぞ宜しくお願いいたします。

入所のご挨拶

弁護士 佐藤 真依子



昨年12月に司法修習を修了し、この度TOKYO大樹法律事務所に入所いたしました。

私は、愛知県名古屋市出身で、大学進学を機に上京しました。そして、ロースクール修了後、2021年に司法試験に合格し、同年12月から約1年間、兵庫県神戸市にて司法修習を受けておりました。

私が弁護士を目指したのは、学部時代にジェンダー・セクシュアリティ研究を通して、世の中で「主流」「普通」とされる枠に含まれない人々が「逸脱者」「例外」であるがために権利を奪われていることを学び、法律の専門家として司法を舞台に本来あるはずの権利を取り戻すために闘う弁護士に憧れを抱いたからです。

弁護士として活動を始められることに感謝し、日々の業務に精一杯取り組みたいと思います。未熟ではありますが、これからどうぞ宜しくお願いいたします。

●事務局ちよつひん

▼このところ各自治体へ「児童・園児を誘拐する」という内容の犯行予告が頻繁にあるようで、我が子の小学校や保育園から注意喚起の緊急メールが来るとドキッします。愉快犯と分かっているにもかかわらず不安になってしまい、本当に許せません。

地域の不審者に関する情報提供も多くあり、自宅から離れて働いているとなおのこと心配です。本人達が少しでも危険を回避できるよう、小さいうちからの防犯教育・性教育を心がけています。

▼このところ夏ではない季節に真夏日があり、その翌日には10度くらいの気温が下がるなど、気温差が激しい日が増えました。そのため、半袖の人と長袖で厚手の上着を来ている人が同時に街中を歩き来ているという不思議な光景を何度も目にするようになりました。その瞬間だけを見ると季節がわからず面白いと思う一方、異常気象への怖さも感じます。そのような現象や光景が今後当たり前にならないよう祈るばかりです。

●編集後記

以前、足利に行きました。まだ藤の時期ではなかったのですが、大胆に組み上げられた支柱や屋根に絡まる藤の緻密さはそれだけで圧倒的でした。いつか満開の藤の花を見に行きたいと思っています。

(才)



ホームページはこちらです。
<https://www.tokyotaiju.com/>



◆アクセス：地下鉄丸ノ内線「新宿御苑前」駅 2番出口 徒歩5分
都営バス「花園町」下車 徒歩3分